

社会福祉法人蛸ノ浦愛育会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人蛸ノ浦愛育会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、及び評議員、評議員選任・解任委員等をいう。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、無報酬とする。
2 評議員が評議員会に出席したときは、無報酬とする。

(旅費の支給)

第4条 役員が役員会（理事会、評議委員会）等その他法人用務のため会議その他必要な業務に携わった場合には旅費等を支給することができる。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、日当のみとする。
但し、業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

第6条 日当は、3000円とする。

第7条 その他必要な事項は理事長がその都度定めることとする。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員として業務を除く法人職務に限りこの規程を適用することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。